

紀美野町第1回定例会会議録

平成22年3月12日（金曜日）

○議事日程（第2号）

平成22年3月12日（金）午前9時00分開議

- 第1 議案第3号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第4号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第5号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第6号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第7号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第8号 紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第9号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第10号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第11号 紀美野町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第12号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第13号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第14号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第21号 平成21年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について
- 第14 議案第22号 平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第23号 平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第24号 平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

号) について

- 第17 議案第25号 平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号) について
- 第18 議案第26号 平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) について
- 第19 議案第27号 平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第5号) について
- 第20 議案第28号 平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) について
- 第21 議案第29号 平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) について
- 第22 議案第30号 平成21年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第4号) について
- 第23 議案第19号 公平委員会委員の選任の同意について
- 第24 議案第20号 人権擁護委員の推薦について
- 第25 議案第42号 物品購入契約の締結について
- 第26 議案第43号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第27 議案第44号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第28 議案第45号 監査委員の選任の同意について
- 第29 選 第 1号 選挙管理委員会委員の選挙について
- 第30 選 第 2号 選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

○議員定数 16名

○出席議員

議席番号 氏 名

1番 田代哲郎君

2番 小椋孝一君

3番 北道勝彦君
 4番 新谷榮治君
 5番 向井中洋二君
 6番 上北よしえ君
 7番 西口優君
 8番 伊都堅仁君
 9番 仲尾元雄君
 10番 前村勲君
 11番 加納国孝君
 12番 松尾紘紀君
 13番 杉野米三君
 14番 鷺谷禎三君
 15番 美濃良和君
 16番 美野勝男君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	岩橋成充君
消防長	七良浴光君
総務課長	岡省三君
企画管財課長	牛居秀行君
住民課長	中尾隆司君
税務課長	山本倉造君
産業課長	増谷守哉君
建設課長	山本広幸君

会 計 管 理 者 岡 本 卓 也 君
教 育 次 長 兼 溝 上 孝 和 君
総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長 新 田 千 世 君
保 健 福 祉 課 長 井 上 章 君
水 道 課 長 三 宅 敏 和 君
地 籍 調 査 課 長 温 井 秀 行 君
代 表 監 査 中 谷 一 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 会

○議長（美野勝男君） それでは規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男君） なお、議案第42号から議案第45号及び選第1号、選第2号の6件の議案が追加されております。これらについては本日、本会議開会前の議会運営委員会で協議頂き、日程に追加されておりますので、報告し、ご了承願います。

なお、執行部より議案の訂正の申し出があります。

総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○総務課長（岡 省三君） まことに申しわけございません。

ミスプリントがございまして、訂正をお願いしたいと思います。

4ページと6ページになるんですが、町長及び副町長の給与等の条例の一部を改正する条例の中ほどにあるんですが、期間をうたっておるんですが、平成22年4月1日から平成23年3月31日にまでのと、こういうふうなことを書いておるんですが、「に」を削除していただきたいのですが、よろしくをお願いします。

6ページも同じように「に」が入っておりますので、それを削除いただきたいと思えます。

まことに済みません。よろしくをお願いします。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○議長（美野勝男君） それでは日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

なお、3月5日に議案等の説明を受けておりますので、本日は質疑から入りたいと思えます。

◎日程第1 議案第3号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第3号、政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これ以て質疑を終わります。

これから議案第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これ以て討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第4号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第3 議案第5号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第2、議案第4号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第3、議案第5号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これ以て質疑を終わります。

これから議案第4号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これ以て討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第6号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

◎日程第5 議案第7号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第4、議案第6号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第7号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番(田代哲郎君) まず、議案第6号について、1カ月に60時間を超える超過勤務をしている職員の方というのは多いのかどうか、その点についてお伺いします。

それから議案第7号ですが、超勤代休というのは指定しなければならないのかということ、例えば自分の仕事の都合等で指定された時間を休んだら仕事がおくれてくるとか、職場に手がなくなるとかいう場合には取りにくいという場合においてはどうするのか、その辺のことについてもお伺いします。

以上です。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 田代議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

まず1点目なのですが、1カ月60時間を超える超勤をやっている方が多いのかどうかということであるんですが、これにつきましてはほとんどございません。本当にごくまれにあるのではないかと、こういうふう把握しております。

議案第7号の超勤代休をしなければならないということに対しましての質疑なんですけれども、確かに代休を取りにくいという職場もございますが、やはり職員の健康が大事であるということの認識の上で、代休を取るよう指導をしていかなければならないと思っておりますので、指定して代休を取るようしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

○1番(田代哲郎君) 60時間を超える超過勤務をしている職員の方というのはほとんどいないということですが、それが大体普通だと思うんですけど、20日というのと、1日3時間ぐらいの超勤をしないと60時間にはならないので。

ついでに後ろの別表の改正で、給与の平均レベルというのは多少なりとも上がるのかどうか、ラスパイレス指数との関係で、ちょっとでも改善するのかどうかということと、超勤代休というのは、超過勤務をした分を、60時間を超えていたら代休で休ませなさいと、それが本人の健康のためにいいからという趣旨なんですけれども、職場によっては休めないし、細切れに超えた3時間とか4時間分をこの日に休みなさいといっても、仕事の都合等とかで休めないということが現実にあるし、人手が足りない、不足している忙しいところとかだったら、なかなか休みづらいということがあるので、そういうことを無視して超勤代休の指定がされると、本人としても、不本意な休みを取らなければならないということになりかねないんですけど、その辺の配慮というのはどのように考えられているのか、お伺いします。

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 多分、給料別表の9ページのことを言われておるんだと思うんですけども、当町においては、ラスパイレス指数が低いというふうなことの中で、以前の定例会でもお答えしておるんですが、職員との話し合いの中で、給与改善に努めていくということ、町長がお約束しておりました。

そういった中で給与体系を見直すということで、そういう手がけをしたわけなんですけど、3級に職員が固まっていると、こういうことの中で、分散をして給与を上げていきたいと、こういうふうに思って、課長補佐なんですけど、今まで3級であったわけなんですけど、4級に引き上げることによって、給与の水準も上がっていくのではないかと、こういうことの中で改正をしたわけでございます。これによって今後、給与が改善されていくものと思うわけでございます。

超勤代休のことでもございますけれども、職員の健康というものを考えていかなければいけないということで、超勤代休が取れるような環境をつくっていかねばならないと、こういうふうに思うわけでございます。人事異動等のことでも見直しをしていかなければならないと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 別表の中で、3級から4級に移った対象の職員の方というのは具体的には何人ほどなんですか。職員全体の数の中で占める割合というのですか、何人職員があつて、何人ぐらいが上がるのか。具体的に上がる数だけでも教えていただけたら。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 田代議員の再々質疑にお答えしたいと思うんですが、実際に何人あるかということは、ちょっと今、把握できてないのですが、ちゃんと調べて報告させていただきたいと思っております。ただ、引き上げを行う場合には、やはり国の基準というんですか、結局、特別昇給をさせるということになりますので、一定の率が定められているので、その率の範囲内で特別昇給をさせるということでございますので、3年ぐらいかけて引き上げていきたいと、こういうことを考えております。

人数につきましては、また後ほど報告させていただきたいと思っております。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第6号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6　議案第8号　紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（美野勝男君）　　日程第6、議案第8号、紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番　田代哲郎君　登壇）

○1番（田代哲郎君） きのうのニュースでも東京の、区の名前は忘れたんですけど、当町で言えば町長が育児休暇を取るという話がありまして、非常に育児休暇が取りづらいと。これでいったら小まめに短時間の育児休暇でも取らせなさいということになっているんですが、全体に育児休暇が非常に取りにくいと。特に男性の育児休暇というのは、ほとんど取れてないということがありまして、育児休暇が取りやすい職場環境にするということが大事なことだと思うんですけど、気兼ねしながらということも、職場によってはどこも多いわけで、そういう点についての配慮についてはどう考えられているのか、お伺いいたします。

（1番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○総務課長（岡 省三君） 田代議員の質疑にお答えしたいと思います。

この法律に基づきまして育児休業は保障してまいりたいと、こういうふうに思うわけでございまして、現在も育児休業は十分取っていただいております。ただ、女性職員が多いということもございまして、これは保障していきたいと思っておる次第でございます。以上です。

（総務課長 岡 省三君 降壇）

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 女性の方が育児休暇から復帰したときの待遇というんですか、給与水準は前のままであるとか、その間は飛ぶかとか、そういう部分もあると思いますが、そういう部分も幾分加味されているようですが、そういう点についての配慮について、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 復帰した場合の昇給の関係になってくるかと思うんですが、以前は、期間については2分の1しか保障してなかったわけなんですけれども、現在の改正によりまして、100パーセント期間を見るということで、復帰すれば昇給については保障すると、こういうことになりました。以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第9号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第7、議案第9号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番(田代哲郎君) 27ページ、別表1の31から37までに、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号。以下「屋外広告物条例」という)という文言が入ってます。張り紙をした場合の手数料というのが入っているんですが、31からというのは、後から県からの権限移譲で追加されてきた分ですけど、具体的に31から37までのことについてどうなるのか、詳しくお伺いしたいと思います。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 田代議員の質疑にお答えしたいと思います。

31から37までなんですが、これにつきましては、以前あった言葉に文言をつけ加えるということで、内容的には全然変わっておりません。ただ、屋外広告物規定によるという文言をつけ加えるだけのことでございます。

以上です。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

- 議長 (美野勝男君) 田代哲郎君。
- 1番 (田代哲郎君) いわゆる手続の上で、和歌山県屋外広告物条例の規定によると、これが入ったことで、例えば表現の自由等の関係とかいうことは変わることがあるのかどうか、その辺について、お伺いしたいと思います。
- 議長 (美野勝男君) 総務課長、岡君。
- 総務課長 (岡 省三君) 何も変わる点はありません。以上です。
- 議長 (美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時30分)

再 開

- 議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。
- (午前 9時32分)
- 議長 (美野勝男君) 1番、田代哲郎君。
- 1番 (田代哲郎君) 権限移譲の件について、お尋ねします。
- 税外収入の分というのが、これでどの程度見込めるのか。要するに仕事だけがふえるということが起こらないのかどうか、その辺が尺に合うのかどうか、その辺のことについてお伺いします。
- 議長 (美野勝男君) 総務課長、岡君。
- 総務課長 (岡 省三君) この条例で定められているとおりの手数料が入ってくることになるわけでございまして、全く仕事だけふえるということではございません。
- 以上です。
- 議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。
- 15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

- 15番 (美濃良和君) 26ページの租税特別措置法に基づく造成の認定等、またその下の新築の認定について、かなり大きな金額であると思うんですけども、一般的にこの数字というのはどんなものであるのか、お伺いしておきたいと思います。
- 以上です。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長 (岡 省三君) 美濃議員の質疑にお答えしたいと思います。

26ページの29、30のことですが、これについては、対象事件は1件も
ございません。

以上です。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番 (美濃良和君) ないということはよいことなのか、悪いことなのかとい
うこともございますが、今後申請があった場合、このような数字というのは適正という
ことであるから載っているんでしょうけれども、何らかの参考にされてつくっているの
か、その辺のところだけ伺いしておきたいと思います。

○議長 (美野勝男君) 総務課長、岡君。

○総務課長 (岡 省三君) 美濃議員の再質疑にお答えしたいと思います。

この手数料につきましては、県の方で定められたものに基づくものでございまして、
特にうちで定めたということではございませんので、以上です。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第9号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第10号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第8、議案第10号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第11号 紀美野町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第9、議案第11号、紀美野町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

○1番（田代哲郎君） 52ページ、4項のところ、給付対象が保険外併用療養費という、今までになかった分がつけ加えられていますけども、これについてお伺いします。

（1番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 田代議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

保険外併用療養費といいますのは、保険が適用されない保険外診療というものがあるんですけども、保険外診療がある保険が適用される診療も含めた医療費の全体ということになるんですけども、保険外診療自体、本来保険適用されないということなんですけど、この中でも厚生労働大臣が定める評価療養と選定医療の部分につきましては、保険診療との併用が認められるという部分がございます、通常の治療とともに、部分の費用については一般の保険診療と同様に扱われるという部分で、保険適用外の部分はだめなんですけど、適用される部分については、通常一部負担を支払うことによってできるということで、評価診療というのは先進医療とか、そういうような部分になってくるかと思えます。以上です。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

○1番(田代哲郎君) 医療保険を適用する場合の基準というのは、保険に診療報酬で認められた治療法しかできなくて、保険で認めている以外の治療法を併用して行うという、例えばがんの患者に抗がん剤として、保険適用が認められているもの以外を併用して治療した場合には、非常に効果があるとかいうものがあるんですけど、そういうものがある程度厚生大臣が認めて、これを使えば効果があるというもの、いわゆる混合診療型の、そういうものを認める、含むということなのかどうか、その辺がよくわからないんですけど。

○議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

○住民課長(中尾隆司君) 田代議員の再質疑でございます。

今、議員が言われるがん治療とか、そういう最先端の部分のことに関係があると思うんですけども、仮に今までだったら、先端医療を受けるに当たっては、検査等一般の診療部分についても、保険適用外というような部分があったかと思うんですけども、厚生労働大臣が定める評価診療、選定診療については、先端の治療部分については外なんですけども、それを受けるまでの間の診療関係については、保険適用というような形になっておると聞いております。

以上です。

○議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 具体的に例えばペットという、いわゆる全身のがんを探す画像診断法があるんですけども、普通だったらあれは保険適用外なんです。だから実費でいくと物すごく高いということがあります。でもがんの患者で、それで診断する必要があると認められた場合には、たしか保険適用になる場合があるというふうに聞いているんですが、そういうふうな場合のことをいうのか。保険適用で、医師がこれを一緒に使ったほうがあれやからと、まるっきり保険適用されていない部分でも認めるといふものなのか、その辺の違いがよくわかりませんので。

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

○住民課長（中尾隆司君） どうも答弁がまずくて済みません。

議員言われるように、要するに保険を使って一部負担を支払うことに対して助成することです。保険が使えない部分については当然外になりますし、適用されるということであれば、残りの自己負担の3割を支払うと。その部分に対しての助成ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

10番、前村勲君。

（10番 前村 勲君 登壇）

○10番（前村 勲君） 今の関連になると思うんですけども、私、理解しているのは、お伺いしますけども、例えば胃潰瘍になってピロリ菌を発見した場合に、ピロリ菌だけ検査してもらうのに保険が効かないと。けれども胃潰瘍という診断を受けたら、ピロリ菌の検査について、一部だけ負担してよいというふうに私は解釈しているんですけど、一つのたとえですが、それでよろしいのでしょうか。

（10番 前村 勲君 降壇）

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

○住民課長（中尾隆司君） 前村議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、単体の検査とかというものに保険外適用という部分があるんですけど、治療というような形での部分になりますと、それが併用されるということで、保険部分が適用されると思います。議員言われるとおりだと思います。以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第12号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第10、議案第12号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第12号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第13号 紀美野町営住宅の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第11、議案第13号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第14号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第12、議案第14号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第21号 平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第8号)について

○議長(美野勝男君) 日程第13、議案第21号、平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第8号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) 私は説明を聞いてなかったのですが、もしかして、とんちんかんな質疑をするかもわかりませんが、その点ご了承願いたいと思います。

まず90ページ、委託料の中で、ごみ処理場地下水水質検査委託料、粗大ごみ処理委託料、美里地区設計委託料というのですか、この委託料が811万円の減額になっている、こういうふうになったということの根拠というのを尋ねたいと思います。

その下に工事請負費、2,667万円。この2,667万円を補正していながら、73ページ、繰越明許費の中で、2,667万円増額をそのまま来年度使えるという形、これは平成22年の当初予算、73ページの工事請負費と同一のものなのかどうか。金額、3,871万7,000円という、野上区域ごみ処理場整備工事、美里区域ごみ処理場整備工事という中で、ここで補正予算を組んで、その金を繰り越して使う、そういった中で、当初予算にまた同じものが補足して組まれているということについて、少し不自然さを感じる。普通だったら補正予算を組んでいながら繰り越して使うのだったら、当初予算でやれば済むのかなと、こういうふうなことを思ったのですね。

それと、もしこれだけで完璧な工事、単純に考えたら、補正予算で完全な工事ができるのであれば、当然補正予算で当初予算に組む必要はないわけでしょう。そういうふうなことの矛盾性。

もしこれに随意契約が加わった場合、これで完璧なものができるればいいけど、これに随意契約が加わったら、5,000万円を超えて議会の議決が必要になってくる。だから分割発注にしているのかなと、こういうふうな疑問点が出てくる。これで完璧なものができるのだったら、それやったら片一方にしわ寄せをかけて予算を組むというのが一

一般的かなど、こういうふうに思った中で、補正予算を組んでいながら繰り越して使うという、こういう部分が少し不自然さを感じたわけですよ。

その点の説明を願いたいと思います。

それと92ページの公有財産購入費の中に町道神野市場福田線、542万円という部分がかかれてます。要は適正価格ということの算出根拠、こういう部分が本当に買う方は安いにこしたことはない、売る方という部分で、これが適正価格になるという部分の根拠をどのようにして算定したのか、こういう部分を尋ねたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長 (中尾隆司君) 西口議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず初めに4款、2目、塵芥処理費の中の委託料のごみ処理場の地下水の検査委託と水質関係だと思えます。811万円の減額ということで、これにつきましては、それぞれ委託料に関して入札の差額に伴うものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

工事費につきましては、きめ細かな交付金事業のために事業を行うという部分で、全体事業につきましては本年度当初の部分を含めた形になりますので、一部分という形で今回の補正ということで上げさせていただいております。

あと、当初との関係なんですけど、全体構図としては美里のごみ処理場の跡地整備ということで、水路工と覆土という形で周辺の整備を行っていく予定になっております。

以上です。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 西口議員の質疑、92ページですが、公有財産購入費について、適正価格はどうなっているのかということですが、13節、委託料の中にも予算を計上させていただいております。不動産用地の鑑定等をその中で決めていただいて、それから地権者と購入価格で用地交渉をさせていただいて、購入をさせていただくということになっております。

以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 7番、西口優君。

○7番 (西口 優君) 要は美里のごみ処理場というのは、同一の工事というふうな認識でいいのかなと。今の答弁がいまいちわかりにくかったので、同一工事の中で分割して出す理由というのは、本来はないのではないかと。

補正予算を組んで繰り越して使う、それで当初予算をまた別に組んでいるというふうな部分、何か非常にわかりにくいというか、そんな必要があるのか。

単純な話を聞いているわけです。難しい話を聞いているわけではない。単純に、必要ということで補正予算を組んで、それを繰り越して使うという中で、帳面上でなっているだけかどうかは知らんけど、普通に考えたら、本当は説明で、他の議員はそういうことを聞いているかも知らん。こういうふうに帳面上なっているけど、こういうふうにしてますよということを聞いていて、たまたま私だけ聞いてないかも知らんのやけど、普通に考えてこういうふうな予算の計上の仕方というのは、片一方の帳面だけ見ていたら、わからんわけやし。本来はこういうふうなことを計上してくるのが適正なのか。ええっと思ってしまったわけなので。

それと、本当にこれで美里町のごみ処理場のところが完璧に整備できるだけの予算に、普通だったら、補正予算なら補正予算だけで完璧なものができる形にする。それが当初予算で完璧なものができる形にするのかなと、普通はそういうふうな形になろうかと思えます。この時期であれば。そういった中で、こういうふうに分割して出してきて、もしこれでまた後、どこか同じ関係のところ直さんならんと言えは随意契約になるのかもわからんしと、こういうふうな形。これで完璧なものが絶対できるかという、こういうことの質疑なんですけど。

言えばこの予算、これとこれとをあわせて全体工事1つですよ。これで完璧なものができますよというふうになっているのかどうか、こういうことを聞きたいわけなんで、その辺についての再度の答弁を願いたいと。

さっきの94ページの坪当たりの単価というのは何ぼぐらいになっているものなのか、こういうふうなことも再度の答弁でお伺いしたいと思います。

○議長 (美野勝男君) 住民課長、中尾君。

○住民課長 (中尾隆司君) 西口議員の再質疑でございます。

議員言われるとおり、事業1回で予算化すればいいことは当然でございますが、今回

たまたまそういう有利な交付金事業という部分がありまして、その部分で、できるだけ
の事業費を入れたいということで、中途半端と言ったら中途半端なんですけど、全額を
交付金に充てられれば結果的にはいいんですけども、他の事業等々ありますので、配分
的に結果的に約半分ぐらいの事業におさまったと。残りにつきましては、また今度、当
初予算の中で続きの部分を入れていきたいということで、そういうような交付金事業と
いう部分がありましたので、今回、分割したということでご理解をいただきたいと思
います。

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 坪当たりの単価は幾らぐらいかなということですが、
公有財産の中には田んぼ、また畑、宅地、山林等の約4種類の用地がございます。今、
坪当たりの単価は幾らというのは、鑑定を入れていないので、わからないというこ
とで
ございます。鑑定後にはわかると思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） 住民課長の答弁の中で、一部、抜けていたのかなと思うん
やけど、要はこれで完璧なものができるかという、この部分。後、随意契約も何もな
くてこれでOKですよといえ、不測の事態が起こったら、それは仕方のない話やけど、
とりあえずこれで完璧なものができるのか。議会の議決を経ない中で、一たんこんな
ふうにして切っておいて、また後でこんなふうになっては、これはいかんと思ってい
るわけや。私としては。

本来やったら5,000万円を超えたら、こういうところは大丈夫かということをして絶
対議会では聞いていく。けどこんな分割発注みたいな形になった場合は、質疑をする
ことすらできなくなるので、そういう部分は本当に大丈夫ですかと、そういうふう
に尋ねたいわけですよ。

特にこんなごみ処理場の場合、後々いろんなトラブルが出てきては困る。そういう
ことも含めたときに、まずここにいるみんなの議員が、絶対普通、議会で金額も、こ
ういったときには必ず聞くという話になると思うんやけど、そういうことを聞く機
会がないので、だからこれで大丈夫ですかということ、とりあえず尋ねておきたい。

それと先ほどの坪単価がはっきりわからんということですが、査定を入れて、こ
うい
うふうにして合計が出てきて、これで大丈夫ですよ、普通は適正価格として当然上
がって

いるわけですね。だから本来だったら田んぼは幾ら、何は幾らというのが、出てきた合計が542万7,000円かな、何かそういうふうになっていると思うんですけど。本来はそういうふうには積算されているからこうですよ、今ここで尋ねた時に、すぐさまこういうふうには積算できていますよと、こういうのが、しかるべき議会に対する対応ではないかと思うので、その辺、ちょっと釈然としない。再度、わかりやすく答弁していただきたい。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質疑にお答えをいたします。

ごみ処理場の問題でございますが、これはもう議員ご承知のとおり、美里地区のごみ処理場におきましては、合併以前からの改善命令が県から出されておったと。それを今しようかということで取り組んだところでございます。

そんな中で、たまたま私、冒頭の行政報告で申し上げたのですが、今回、経済対策として国の方から地域活性化、またきめ細かな臨時交付金というのが1億5,000万円ほど交付されました。それを利用して、この工事をしていきたいということで、この部分について補正をお願いしたところです。

残りの工事については、新しい平成22年度予算で取り組む。それによって「完璧な」と言われましたけど、完璧な工事というのは、完璧にしようとみんな心がけているわけですが、できるだけよい工事をしていきたい、そんな心がけの中で取り組んでおりますので、決して他意で分けたとか、そうした意味ではないことを、ご理解をいただきたいと思います。

鑑定につきましては、建設課長のほうから答弁いたします。

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 金額が上がっているから、わかっているんじゃないかということなんですけども、私ども、財産購入費を上げるときは、ある程度推定で上げさせていただいております。それで確たる不動産鑑定をもとに、再度補正ということになると思います。以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

○1番（田代哲郎君） まず歳出で83ページ、2款、総務費の中の総務管理費、

財産管理費で、かじか荘の塗装塗替修理工事ということで400万円の計上なんですけど、具体的にどこをどういうふうに塗りかえるのか、この辺のことをお伺いします。

次に84ページ、9目、自治振興費、13節、委託料で、コミュニティバス運行委託料が200万円減額されてます。ルート変更というふうに、説明の時には聞いたんですけど、ルート変更だけなのか。ルート変更であれば具体的な内容等について、それ以外にも減便とかあれば、その内容についてお伺いします。

85ページですけども、防災諸費の中で19節、負担金、補助及び交付金、木造耐震改修補助金が320万円の減額補正をされています。この補助制度について、町民への周知はどんな方法で行われているのか、お伺いします。

次に88ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費の委託料、広域保育委託料で337万2,000円が計上されてます。この事業の内容につきまして、広域委託というのは海南市が6名、紀の川市1名という内容を聞いているんですが、具体的な内容について、勉強のためお伺いします。

92ページ、5款、農林水産業費、林業総務費、金額的には少ないんですけど、負担金、補助及び交付金の中で広葉樹の森造成事業補助金、6,000円が計上されています。どんな活動に補助をされているのか、お伺いします。

96ページ、9款、教育費、中学校教育費、1目、学校管理費で、先ほど町長から説明がありました、きめ細かな交付金というのをを使って、野上中学校プール改修工事が1,163万8,000円補正されてますけども、具体的な工事の内容等につきまして、お伺いしたいと思います。

以上です。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、牛居君。

(企画管財課長 牛居秀行君 登壇)

○企画管財課長(牛居秀行君) 田代議員の質疑にお答えをいたします。

私の方からは83ページ、2款、1項、4目、財産管理費の15節、工事費で、かじか荘塗装改修工事の400万円について、具体的な工事内容という質疑に対しまして、答弁を申し上げます。

かじか荘につきましては、新館が建ってから11年たっております。旧館もそのときに改修を行ったということでございますが、既に外壁につきましてはひび割れが生じ

ておりまして、塗装も相当老朽化しておるということで、はがれ落ちるような状況になってございます。

具体的に申し上げますと、本館（旧館）の屋根の部分の修繕塗装です。それから本館外部におきます手すりの塗装でございます。新館外壁の、今、宴会棟と申しております真ん中の施設と温泉があるんですが、宿泊施設の外壁の亀裂の修繕と塗装でございます。新館のおふろの内部の塗装、内壁の塗装でありますとか、天井のカビを防ぐための防カビの塗装、専門的な塗装がありますが、それを施してまいります。それから露天風呂があるんですけれども、鉄骨部分のところの塗装がございます。レストラン若竹の天井、壁塗装などでございます。それと工事に伴います足場等の費用でございます。

以上、簡単でございますけど、答弁とさせていただきます。

（企画管財課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○総務課長（岡 省三君） 私の方から84ページ、自治振興費のコミュニティバスの運行委託料でございますが、詳しい内容につきまして答弁申し上げます。

まず、ルート変更等が一部ございましたけれども、減便につきましては国木原長谷線ですが、これにつきましては週に1便の減便をしております。小川線につきましては、水曜日を除き、1便を減にしております。三尾川、上ヶ井、箕六線ですが、週6便あったのを週3便に減らしております。そして厚生病院へ直接行く便を1便ふやしております。これによりまして距離的なものが半分になったということで、200万円の減となったわけでございます。

85ページですが、木造住宅耐震改修事業なんですけど、これにつきましては各戸へのチラシを配付しまして、住民の方に周知をいたしまして、希望を取っておるわけでございます。区長会におきまして、対象事業について詳しい説明をさせていただいて、町民の方に周知をお願いしたいと、こういったこともお願いしております。

私の方からは以上でございます。

（総務課長 岡 省三君 降壇）

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

（保健福祉課長 井上 章君 登壇）

○保健福祉課長（井上 章君） 88ページ、広域保育について、田代議員の質疑

でございます。広域保育の事業につきましては、どうしてもやむを得ない理由で、本町の町民が他町の、あるいは他町の住民が本町の、保育所を利用すると、こういう形のとときに、広域保育という形をとるわけです。具体的に里帰り出産のときであるとか、あるいは離婚等のときに、どうしても住所が他の市町村であって、違う市町村、本町へ預けられたり、あるいは本町から他の市町村へお願いしたりと、こういう事由のときに広域保育を利用すると、こういう事業でございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

○産業課長 (増谷守哉君) 92ページの負担金、補助及び負担金のうちの広葉樹の森造成事業補助金、6,000円でございます。これにつきましては、合併前の平成14年にかじか荘近隣の山林、0.38ヘクタールを自然の環境づくりということを目的にいたしまして、クヌギ、コナラ等の苗を植える事業を実施しております。この管理につきましては、社団法人和歌山森と緑の公社と、翌年度から15年間、木が大きくなるまで下草刈りを行っていくというふうな契約を締結してございます。この委託費の費用につきましては、県の方の補助金を活用していくという契約の内容の中で締結をしてございます。

今年の委託費につきましては5万6,700円、このうち県の補助ということで、紀の国森づくり事業の補助金、5万937円をいただきまして、残り5,763円、これを町の負担金で補うということで、今回補正をさせていただいております。

以上でございます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長 (溝上孝和君) 96ページ、中学校のプール改修の件でございますが、野上中学校のプールはできてから30数年になります。その間、数回の一部改修、小さな改修を繰り返しておりますが、今回交付金をいただきましたので、ある程度の改修をしていきたいと思っております。

プールにつきましては、プールの泳ぐところではなく、周りのコートのタイル等一部

コンクリートでモルタル押さえをしているのですが、めくれ上がって、はだしで歩く場合、危険であります。今現在使っている状況では一部ナイロンを敷いたりとか、人工芝を敷いたりしておりますので、この際、この交付金によって、ある程度のプールコート
の改修をしていきたいと思っております。それとシャワーとか階段の一部のところなんかも、あわせてしていきたいと考えております。委託金とあわせて考えております。

以上です。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

- 議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。
- 1番（田代哲郎君） 自治振興費のコミュニティバス運行委託料の減額ですけども、住民の利用が少ないので減便ということになると思うんですが、実は厚生病院等でインフォメーションの方とかから聞くのに、バスの時間が不便になって、なかなかうまいぐあいに利用できないと。具体的に昼前に1便あって、それから2時ごろに、今までだったらあったんですけど、それがなくなったので、それを利用して来ている人は、バスに間に合うようにしてもらい必要があるのでは、早くしてほしいということで、薬局等へせかしたりということがあるので、非常に不便に感じているという話を何人かから聞いたんですけども。

減便は利用者が少なければということだと思んですけど、減便をしても何とか不自由なく利用していただけるような方法にしてほしいよということがあるんですけど、その点についてはどうなのか、お伺いします。

木造住宅ですけども、320万円ほどの減額ということで、これだけあれば結構仕事おこしができるのと違うかなと。こういう事業というのは、地域の仕事おこしにも結びついていくということがありますので、できるだけ周知徹底して、こういう補助がありますよということをやしてほしいと思んですけども。チラシを入れることと、区長にお願いするということですけども、できるだけ今後周知を徹底してほしいと思いますので、その辺のことについても考えをお伺いします。

- 議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。
- 総務課長（岡 省三君） コミュニティバスの件でございますが、これにつきましては、皆様のご要望にこたえるべく努力しておるわけでございますけれども、時刻変更等をした場合に、どうしても一部の人に不自由をかける場合もございます。なるべくそういったことがないようにはおつくりなしておりますが、時刻の変更によりまして、

そういった方も出てくるので、今後も注意しながら検討してまいりたいと、このように思っております。

耐震事業でございますが、これにつきましては当初、予算を組んでおるわけなんですが、対象事業の限度額がございまして、補助が全部対象になるかといったら、そうではないので、もうちょっと修理をしますと大きな金額が要ってくるので、改修については敬遠される方が多ございます。今後もこういったことで、補助は町では難しい点もございまして、広報については徹底してまいりたいと思うわけですが、現実的に対象事業が少ないと、こういったこととございますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時27分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時42分）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

4番、新谷榮二君。

（4番 新谷榮治君 登壇）

○4番（新谷榮治君） 92ページ、13節、委託料、林道毛原下滝ノ川線測量委託料（美しい森林づくり）以下3つですが、次の15節、毛原下、工事請負費ですけれども、もう少し詳しく伺いたいんですが、機能回復整備事業ということになっているんですけども、2つの件で、もう少し詳しく答弁いただきたいと思っております。

（4番 新谷榮治君 降壇）

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

（建設課長 山本広幸君 登壇）

○建設課長（山本広幸君） 新谷議員の質疑にお答えします。

美しい森林づくりの委託料ですけれども、目的としましては、地球温暖化防止をはじめとする森林の多目的機能の維持増進に資する森林整備の確保を目的として行う森林施業

並びに林道の開設や改良を目的としております。

林道毛原下滝ノ川線につきましては、平成5年度から平成10年度の間に開設した延長がございます。それが約2,700メートルの延長を開設しております。そのうちで、切り取り法面におきまして、特に冬場の霜柱等による落石や法面崩壊により、車両の通行や通行者に危険な箇所がございます。その箇所を整備するという事で委託費を上げさせていただきます。下の15節は、その工事費を上げさせていただきます。

機能回復のほうですけれども、この事業につきましても既設林道及び作業道につきましても、輸送力の向上及び安全確保を図ることを目的に、この事業が行われるようになっております。今回、林道毛原勝谷線ですが、全体延長が1,013メートルほどありますが、そのうち舗装路面の陥没、ひび割れにより通行が大変危険な場所がございます。その箇所に舗装・補修やガードレール等を設置するという事業でございます。その測量費と工事費を上げさせていただきます。

清水毛原線におきましても同じことでございます。

以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

- 議長 (美野勝男君) 4番、新谷榮治君。
- 4番 (新谷榮治君) 今、答弁いただいたんですけれども、要するに路面の修復工事なんですか。そういうことだろうと思うんですけれども、それでよろしいですか。
- 議長 (美野勝男君) 建設課長、山本君。
- 建設課長 (山本広幸君) 新谷議員の再質疑にお答えします。

毛原下滝ノ川線につきましては、のり面保護でございます。それから清水毛原線、毛原勝谷線につきましては舗装補修と、安全施設としてガードレールの設置を予定しております。

以上でございます。

- 議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。
- 3番、北道勝彦君。

(3番 北道勝彦君 登壇)

- 3番 (北道勝彦君) 75ページ、紀美野町美里温泉かじか荘の指定管理委託料、損害賠償請求義務付け住民訴訟請求における訴訟事件遂行に伴う報酬金と書いて2,000万円組まれています。平成23年度もまた2,000万円組まれていますけど、赤字

対策費用として組まれていると思うんですけども、どういふお金ですか。

(3番 北道勝彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 北道議員の質疑にお答えしたいと思います。

75ページに載っておりますものは債務負担行為の補正でございますが、かじか荘の指定管理委託をしているわけなんです、その平成22年度における債務補償が2,000万円、平成23年度において2,000万円と、こういうことございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 3番、北道勝彦君。

○3番(北道勝彦君) 管理費というけど、上に損害賠償請求とややこしいことを書いてくれてあるけど、赤字のときに使って、まだ足らなかつたら補正予算として、平成20年度に1,750万円組んで、赤字だからといって300万円補正してますけど、赤字対策費用としか考えられないけど、その点どうなのか。

○議長(美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時49分)

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時50分)

○議長(美野勝男君) 北道勝彦君。

○3番(北道勝彦君) 赤字のときにみんな使ってしまった、足らんときにまた補正を組まれています。平成20年度も、赤字対策費用として組んであるのと違ひますか。

○議長(美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時51分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時52分）

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 北道議員の質疑にお答えしたいと思います。

この件につきましては債務負担行為でございます。かじか荘の指定管理料の債務負担行為を起こすところでございます。以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 何点かお伺いしたいと思います。

84ページ、先ほどからも質問がありましたが、企画費の中のデジタル放送の対策ですね、200万円をさらに追加するということでありますけれども、もういよいよ始まっていくと。これは隣の海南市と比較しても、紀美野町が先をいっているんですけども、公約というか、約束どおりに全町内の家庭にテレビが映る、そういうふうなところまでいっているのか。現在のところ、お伺いしたいと思います。

もう1点、その下の工事請負費と備品購入費もそのようなんですが、携帯電話も谷と毛原上でしたか、2カ所において携帯が入るようにするということでありますけれども、この辺についての進捗の状況をお伺いしたいと思います。

先ほど田代議員も質疑されてましたが、自治振興費の中のコミュニティバスなんですが、200万円減額すると。先ほども減便というんですか、そういう説明があったんですけども、減便でいった場合に、だんだん使い方が不便になってくるということで、お客も減ってくると。このまま減って、いよいよコミュニティバスの運行がなくなってしまふというようなことになってこないのかどうか、非常に心配するわけなんです。利用者をどんなふうにふやしていくのかという点で考えていった場合に、これでいいのかどうか。

それから例えば私もよく聞くのですが、近所の方々に三尾川、上ヶ井、箕六ルートなんですけれども、市場支所まで回らなくなったと。具体的な名前を言って申しわけないんですけども、小馬場医院の付近では1つしかないんですけども、医療機関に行くのに、野中から歩いていかなければならないと、こういうふうなことにもなっているようなんです。

そういうふうに非常に難しいところで、バスというのはやっていかなければなりませんけども、非常に難しい面があると思うんです。これでお客さんをふやししながら、利用者をふやしながらかつていくということについて、200万円の減ということになってきて、非常に心配するわけなんですけども、その辺について、状況をお伺いしておきたいと思います。

そのページをめくって、同じく自治振興費なんですけども、工事請負費でエアコンの設置ですね、これは集会所ではないかと思うんですけども、この費用の使い方について、どんなものについて適用されるのか、お伺いしておきたいと思います。

教育関係でエアコンの設置とか修理関係もあつたりして、そういうふうに予算を組まれているんですけども、新たにこういうふうなことについて、今回かなり進んでいるんですけども、これはきめ細かな補助金ということに理解してよろしいのでしょうか。

それともう1点、そういうことであるならば、今こういうふうな修理とか、現場からの要望というのはこれだけであるのか、全部要望がこれで解決してるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 美濃議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず84ページの地上デジタル対策についての質疑でございますが、現在の状況でございます。ギャップフィルター方式によりまして、全戸へ電波を送るような形で進めておるわけでございます。ギャップフィルターにつきましては、工事については終わっております。1週間前に試験電波を飛ばしまして、今、デジタルを受けている地域で障害が発生しないか、そういった調査をしたわけでございます。その間につきましては、障害等の苦情はなかったわけでございますが、今、試験電波を飛ばしてますのは午前9時から午後7時までの時間帯で、デジタルの放送電波をギャップフィルターの方から飛ばしております。本免許が下りますのは3月31日となっております。そこからずっと続けて電波を飛ばす予定にしております。

ここに載っています200万円につきましては、このたび、きめ細かな国の補助金事業があるので、難視聴対策として、供用開始に備えて200万円の補正を組んでいるわ

けでございます。どういったことが発生するかわかりませんので、その対策として上げておる次第でございます。

現在におきましては、ギャップフィルターの設備は整ったわけでございますが、完全に全戸へ電波が届くかどうかということにつきましては、まだ未確定の部分がございますので、今後そういったことが発生することが予想されております。

ギャップフィルターの電波を発信するだけでなく、有線部分も出てくるかと思えます。わかっている地域については対応を進めておるところでございます。

携帯電話の件でございますが、これにつきましては工事を発注しておるわけですが、材料が整ってないような状況でございます。工事の完成については繰越をしていかないといかんということで、事務手続もしておるわけでございます。5月末までにはできないということで予想しております。工事については、もう少し延びてくるのではないかと思います。対象地域については、谷、滝ノ川、毛原上の3地区になっております。

コミュニティバスの件でございますが、これにつきましては、先ほど減便のことばかり説明したわけなんです。地元の要望によりまして、美里地区の永谷地域でございますが、増便というよりも新設をしてほしいということの中で、週に2回往復することになっております。

三尾川、上ヶ井、箕六線につきましては、地元の要望につきましては、今までは役場を起点として周遊するような便であったわけなんです。乗りおりするのが、お年寄りは大変だから、直接、厚生病院へ行ける便をつくってほしいと、こういった中で永谷線とあわせて、結局増便すれば片一方の方を減らすと、こういったことの中で地元の要望にこたえまして、そういった変更をしたわけでございますので、その点をご理解いただきたいと思えます。

自治振興費でございますが、エアコンの設置の件でございますが、これにつきましては小畑集会所のエアコンの改修でございます。現在エアコンが設置されておるわけなんです。これにつきましては暖房が効かない、冷房だけのエアコンでございます。とにかく集会の後の見回りが大変だということの中で、新しく改修するわけでございます。

エアコン設置については、現在新設しているところにつきましては、設備を整えておるわけでございます。電気代等につきましては地元負担と、こういったことになっておりますので、今後エアコンをみんな設置していくのかといった、そういった質疑

のようにも受け取れたのですが、地元の要望により対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長 (溝上孝和君) 美濃議員の質疑にお答えいたします。

96ページの関係なんですけど、きめ細かな交付金を最大限利用いたしまして、今回12月に各小学校・中学校から要望を受けました中で、できるだけ交付金のほうに振り分けて計上させていただいております。エアコンなんかも毛原のエアコンで、各学校の要望がほぼ完了できるかと考えております。

また、需用費の修繕料の中におきましても、非常に細かなもの、中には時計の取りかえなんかも含めた費用も入っております。ほぼ大体の要望が、これでできるのかなと考えております。

以上です。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番 (美濃良和君) 地上デジタル対策用に200万円取っているということわかりました。

携帯電話のほうは材料が足りないということで、大変遅くなる可能性もあるということなんですけども、最終はまるっきりわからんのですね。ということですので、とりあえずできるだけ早くしていただきたいと思います。

84ページ、自治振興の中のコミュニティバスなんですけども、非常に少ない人数の方が利用している中で、1人がどうというのが非常に大きなウエイトになってくるということですので、町としても要望を聞いて運営を考えるのは非常に難しいと思うんですね。

そういうふうなことで、これからどうしていくのかという一つの考え方も、バスということでは限界があるというふうに、先ほどの同僚議員の質疑からも思ったんですけども、対策を考えていかなければならないのではないかと思うんですね。

片方の人にとっては、こうしてもらった方が便利、しかし他の人はそれが非常に不便

になると。数少ない中で、こっちがよければこっちがというふうに、そんなことでまた顧客が減ったりすると、また影響が出てくる。非常に難しいことを町がしなければならぬと思うんですけども。

私、以前から申しているとおおり、バスの今の方法について、早急に考えていかなければならないのではないかというふうに、今の説明から思ったんですが、その辺について少し伺いたいと思います。

エアコンなんですけども、火の始末が心配だからエアコンにするというのも、他の地域から聞いたら、それはというふうなことにもなってくるんじゃないかと思うんですけども、限られた予算ですので、効率よくやっていくということを考えねばならぬと思うわけなんです。

古い集会所からエアコンの要望が出てくる場合にどのように対応していくのかと。このところは何らかのみんなが納得できるルールというんですか、そんなものについては考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

教育なんですけど、おおむねこれで要望は聞き入れられたということでありまして、まだ要望等があるわけなんですか。その辺、確認だけしておきたいと思います。

以上、お伺いします。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質疑にお答えをいたします。

今回のきめ細かい交付金、これの使い道につきましては、実は私は選挙前に町内52カ所においてミニ集会を実施してきました。その中で、区長を通して皆さん方から、その都度ご要望があった件について、この交付金を充てさせていただいたということで、国の政策ではございませんが、非常にきめ細かい、そうした予算づけをさせていただいたつもりでございます。

そんな中で先ほど議員が申されましたように、携帯電話の基地、これにつきましては従前から早くしてほしいということで、県・国に対して要望しておりましたが、これについては非常に厳しい。後の採算性が絡んできますので非常に厳しいという中で、町単独でやっていこうということで、県の補助金を使いながら、これに取り組んだところでございます。1日も早く、毛原上、谷、そしてまた滝ノ川、この3地区においてすれば、大体町内は行き届くと、こうしたことで今取り組んでおるところでございます。

コミュニティバスの問題でございますが、これも各地区の区長を通して、こちらの方

へ要望が来た件について、いろいろ考慮させていただいているというのが基本姿勢です。したがって、個々にだれだれさんが言ってきたから、これをこうするとか、そうした取り扱いはいたしておりません。したがって、区全体の問題として考えていただいて、そして町の方へ要望していただき、またそれを何とか考えていく、検討していく、そうした姿勢であります。

また、今後ともできるだけ町民の皆さん方の交通の利便性というのを考えながら、決して予算を絞っているわけではございません。空で走っている場合、皆さん方がそれを見られたときに、えらい経費の無駄遣いやないかと言われます。また、そうした効率性等々も考えながら、今後とも対応していかないとらんというふうに考えております。

また、85ページのエアコン設置でございますが、これにつきましても地元のほうからの要望で、現実には冷房機械だけしか稼働してない、ついてない、そうしたエアコンがつけられているということです。したがって夏はいいのですが、冬は石油ストーブを使わなければならないというふうなことで、地元からの要望がございました。

今の時代でございます。つけるとすれば冷暖房つきと、こうしたことについておるわけでございますので、やはりこれは早急に対応をさせていただきたい、こうしたようなことで、できるだけすべてのことに対しまして、各区長の方々からのご要望に基づいて対応させていただいているというふうな一つのルールを設けております。したがって個々の要望というのは、来た場合には、区長を通して要望してくださいというふうなことで対応してまいりますので、ひとつすべての件に対しましてご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

○総務学事課長（溝上孝和君） 後の要望につきましては、下神野小学校でランチルームがあるんですけども、そこにエアコンをつけてほしいという要望がありました。調査したところ、ランチルームが屋根も高い大きな部屋になります。それを間仕切りするということになりまして、クーラーも相当大きな馬力になりまして、費用的には相当金額が上がってしまい、今回の場合はそれを断念することになっております。

後につきましては、ほぼクリアしてます。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第21号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14　議案第22号　平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）について

◎日程第15　議案第23号　平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算（第3号）について

◎日程第16　議案第24号　平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（美野勝男君）　　日程第14、議案第22号、平成21年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第15、議案第23号、平成2
1年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程
第16、議案第24号、平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3
号）について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番　田代哲郎君　登壇）

○1番（田代哲郎君）　　国民健康保険事業特別会計のみ、質疑させていただきます。

105ページ、歳入で、国庫支出金、2項、国庫補助金で財政調整交付金の普通調整
交付金が4,200万円減額補正です。これは確定調整による減額ということなんです
が、それにしても金額的に大き過ぎるのではないかという気がするのです、その辺につい

て、どういう経過でこういうことになるのか、教えていただきたいと思います。

108ページ、歳出で、保健事業費、特定健康診査等事業費、13節、委託料、特定検診等データ管理業務委託料、480万円減額されてますが、この減額はどのようにしてなのか、その2点だけお聞かせください。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 田代議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、財政調整交付金の減額でございます。これにつきましては、意味合いとしては市町村間の財政力の不均衡を調整するため、補助金として交付されるものということで、需用額が収入額を超える市町村に対して、超える額が交付されるということでありまして、平成21年度予算につきましては平成20年度の制度改正、退職者医療とか前期高齢者、また後期高齢者等の改正に伴いまして、算定方法が確立していない中で予算を組んだということで、確定に伴う減額ということではあります。前年度との比較で少し増というのを見込んだことで、結果的に減額しないと仕方なかったということで、ご理解をいただきたいと思います。

108ページ、8款、1項、1目の特定検診等のデータ管理委託料の減額でございます。議員ご指摘のとおり、受診者が思惑よりも少なかったということで、集団検診分につきましては540名を予定しておったのが129名、個別についても310名が146名ということと、後、人間ドックを含めて、最終的には受診者として489名、受診率が18%ということで、前年度とそうは変わらないんですけども、目標には少し及ばないということで、そういう結果で、委託料としては減額になったということでご理解いただきたいと思います。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第22号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（美野勝男君） これで討論を終わります。
これから議案第22号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
これから議案第23号に対し、討論を行います。
反対討論を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（美野勝男君） これで討論を終わります。
これから議案第23号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
これから議案第24号に対し、討論を行います。
反対討論を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（美野勝男君） これで討論を終わります。
これから議案第24号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第25号 平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（美野勝男君） 日程第17、議案第25号、平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議題とします

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

○1番（田代哲郎君） 歳出のみですが、130ページ、2款、保険給付費、1項、介護サービス事業費、1目、居宅介護サービス給付費、19節、負担金、補助及び交付金ですが、居宅介護サービス給付費が1,000万円減額されてます。これは短期入所の利用者が減ったということ、いわゆるショートステイの利用者が減ったということなのか、それともほかの事情で居宅サービス事業費が減っているのかということ。

3目、施設介護サービス給付費、同じく130ページですけども、これは負担金、補助及び交付金です。こっちの方では施設介護サービス給付費が1,100万円ほどの補正があります。居宅介護サービスで減って、施設介護サービスでふえているという、この補正というのは、一つは施設介護サービスの利用者の重度化が進んでいるのかどうか、そういう理由なのか、ほかの理由があるのか、その辺についてお伺いします。

以上です。

（1番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

（保健福祉課長 井上 章君 登壇）

○保健福祉課長（井上 章君） 田代議員の1点目の居宅介護サービス給付費の減額でございますけれども、見込みより1,000万円ほど減額させていただいております。居宅介護サービスの中には訪問介護、あるいは大きなものでは通所介護、それから短期入所等がございます。訪問介護、あるいは通所介護は前年度実績よりも伸びておるところでございますけれども、短期入所については減というような形になっております。そんな中で、見込み額よりも少し減ということのご理解をいただきたいと思っております。

施設介護サービス給付費については、当然人数の増もございまして、報酬の改定も3%の増というようなこともございましたので、それももろもろ含めましての増額ということで、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番 (美濃良和君) 田代議員の関連ですけれども、130ページの介護サービス等諸費の居宅介護ですね、短期入所も含めて減になっているわけですか。今、施設に入所するというのが非常に難しい状況になってきている中で、短期というのをを使って何とかもっているというところが多いように聞かれますけれども、そのところが減額になったということについて、一応理由は述べられましたけれども、もっとその辺の深い分析等はされているのですか、お伺いしたいと思います。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長 (井上 章君) 美濃議員の居宅介護サービス給付費についての短期入所の前年と比較いたします減額でございますけれども、短期入所されていた方が入所されるというようなことが大幅にあると、こういうことのご理解を賜りたいと思います。

そういう中で、なかなか在宅で難しいということが、ショートステイを利用して何とか介護されておったんですけれども、できるだけ入所の方向へいていただいと、こういうご理解をいただければと思います。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番 (美濃良和君) わからないもので伺っているんですけども、今の状況の中で、本来施設に入所できると。ショートや短期というのではなくて、本当に入所できるというふうなことになるのですか。なっているのだったら非常に結構なんですけれども、そういうことで理解してよろしいのですか。

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長 (井上 章君) 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

入所ができておるのかというご質疑でございますけれども、施設介護サービスが伸びるという要因には、入所者がふえるというのも一つの要因でございます。いろんな町内施設はもちろんでございますけれども、他の市町村、遠くの施設でも入所できるということになっておりますので、ケアマネージャーの努力によりまして入所の運びとなった方もおられる、こういうご理解をいただきたいと思っております。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 今の答弁なんですけれども、実態的にはどうなんですか。今の答弁では、ケアマネージャーの努力でもって入所が進んでいるであろうというふうな感じに受け取ったんですよ。確たるもので、何人の方がどうであって、それが何人入所されたと、そういうものをちゃんとつかんでいるのですか。その辺のところの答弁を願いたいと思うんです。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたします。

ショートステイで長い間、ショートステイをする、いわゆる非常に困難な方につきましては町の方で把握をいたしまして、地域包括支援センターやら保健福祉課で介護されている方々、あるいはケアマネージャー、そういう方々で処遇困難の方々に対してお話をさせていただきながら、できるだけ施設の方へということで、一人一人の処遇の困難な方についてはそういう取り組みを行っております。何月何日に入所によって解決したとか、そういう記録も取っております。そういうことでご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第26号 平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(美野勝男君) 日程第18、議案第26号、平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第26号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第27号 平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第5号)

○議長(美野勝男君) 日程第19、議案第27号、平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第5号)についてを、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第27号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第28号 平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号)について

◎日程第21 議案第29号 平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号)について

◎日程第22 議案第30号 平成21年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第4号)
について

○議長(美野勝男君) 日程第20、議案第28号、平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、日程第21、議案第29号、平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について及び日程第22、議案第30号、平成21年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第4号)について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第28号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時37分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前 11 時 40 分）

◎日程第 23 議案第 19 号 公平委員会委員の選任の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第 23、議案第 19 号、公平委員会委員の選任の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第 19 号に対して、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 19 号、公平委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立（15名））

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号、公平委員会委員の選任の同意を求める件は同意することに決定しました。

◎日程第 24 議案第 20 号 人権擁護委員の推薦について

○議長（美野勝男君） 日程第 24、議案第 20 号、人権擁護委員の推薦について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第 20 号に対して、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第20号、人権擁護委員の推薦の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立(15名))

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第20号、人権擁護委員の推薦の件は同意することに決定しました。

◎日程第25 議案第42号 物品購入契約の締結について

○議長(美野勝男君) 日程第25、議案第42号、物品購入契約の締結について、議題とします。

説明をお願いします。

総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長(溝上孝和君) それでは1ページをお願いいたします。

議案第42号 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成22年3月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的 平成21年度小中学校デジタルテレビ整備事業

契約方法 指名競争入札

契約金額 891万4,500円

契約の相手方 和歌山県海草郡紀美野町福田189番地

NEW LIFE ナカオ 代表者 中尾章人

これは小中学校に50インチテレビを設置整備するものであります。家庭用電気製品業者で指名願いの出されている町内業者13社を対象にした指名競争入札を行い、記載されている業者が落札されたものであります。

以上です。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) これから質疑を行います。

2番、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

○2番 (小椋孝一君) ただいま説明を受けたわけですが、小中学校の50インチテレビということでございますけども、台数と落札のパーセンテージをお伺いします。

(2番 小椋孝一君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長 (溝上孝和君) 小椋議員の質疑にお答えします。

台数は37台であります。設計金額に対し、契約金額が98.3%になります。

以上です。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番 (美濃良和君) 今日、提案されて、今日ということですので、お伺いしておきたいと思いますが、13業者というのはどの業者であるのか。それから最低制限価格についてはどうであったのか、入札については何回やったのか、お伺いしたいと思います。

それから少しこの関係で耳に入ってきたのは、このように追加提案になっていますが、本来はもう少し入札が早くできたということであったのではないかと思うんですね。その辺についてどうであったのか、お伺いしたいと思います。

以上、お伺いします。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長 (溝上孝和君) 13社のお名前を申し上げます。敬称は省略させ

ていただきます。NEW LIFE ナカオ、キツモト電機工業所、中谷電気工業所、木下電気商会・ハッピーDENKIキノシタ、増田電気、笹田電気、パナルック西山、平岡商店、しもなか電気、宮下電気店、広尾スタジオ、野上電化ハウス、有北電気工業所、以上13社であります。

物品購入でありますので、最低はありません。

何回かということですが、1回で落札されております。

追加になった原因ですが、県の指導によりまして、テレビだけを先に入札するようと言われました。一つの事業でありますので全部繰越にしたのですが、県の指導によりまして、テレビだけは年内契約をしてほしいということの指導に基づきまして、今回入札いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 県の指導というのは急な時に言ってくるのですか。仮にも今、エコポイントですか、そういうようなことで、テレビ等については需給が多くて、業者にとっても大変困る時期なんですね。そういう時期に県の指導がそうであって、それを求めてやらなければならないというふうなことになるのですか。その辺のところはどういうふうに把握されて、どういうふうに代行されたのか、お伺いしたいと思います。

98.3%というのは高いんですけれども、一般的な土木の場合には、算定が厳しく指定されていると。だから実質90%でも、普通はそれより数パーセント低いというふうなことがあるようなんですけれども、製品ですから仕入れて売ると、こういうようなところが、このように98.3%ということなんですけれども、一般的ではないので下限はなかったのですね、上限もなかったのですか。その辺はどうであるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

○総務学事課長（溝上孝和君） 繰越の件につきましては、私の方も品物が薄いというのがわかっていることなので、その件で県と相当やり合いをしたのですが、県としてでも、文科省への通達の中で一部していかないと、せっかくの地域の活性化のためにやっておるのですから、どうしても一部やってほしいという意見の中で、折衝の結果、話し合いの結果、そういうことになりまして、今回発注することになりました。

もちろん、品物も薄いことですので、一般のインチではなくて、50インチという文

科省の指定のテレビでありますので、その点から考えれば非常に仕入れが難しいというところもありました。その中でどうしても発注してやる場合には、価格的にも高くなってしまったということだと判断しております。パーセントも98%という数字になってきているのではないかなと判断いたしました。

下限額は別にありません。上限という意味がよくわかりませんが、下限はありませんでした。

以上です。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 国県からのそういうことであつたということなんですけれども、これに関して業者間でいろいろあつて、1回目の入札の予定が流れたというふうな話も聞いたんですけども、その辺については問題なく来ているわけですか。その辺はどうでしょう。

○議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

○総務学事課長（溝上孝和君） 事業的には大変大きな事業ということで、一度に入札する場合には、どうしても品物が薄いということの判断で、中止にせざるを得ないような状態になつたということなんです。今回、細かく分けることによって、多少上がってくることは仕方ないことかも知れませんが、そういったことで、分けて落札がされたということになります。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第42号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第43号 教育委員会委員の任命の同意について

◎日程第27 議案第44号 教育委員会委員の任命の同意について、

○議長(美野勝男君) 日程第26、議案第43号、教育委員会委員の任命の同意について及び日程第27、議案第44号、教育委員会委員の任命の同意について、一括議題とします。

説明を願います。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) それでは、追加議案の2ページをお願いします。

議案第43号 教育委員会委員の任命の同意について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成22年3月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名 橋戸 常年

生年月日 昭和22年9月1日

住所 紀美野町小畑788番地2

提案理由といたしましては、現在、教育長をされております岩橋教育委員の任期が平成22年3月17日で任期切れとなります。その任期満了に伴いまして、委員の任命を行うものでございますので、何とぞ原案どおりのご承認をいただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3ページです。

議案第44号 教育委員会委員の任命の同意について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成22年3月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名 大東 伸宏

生年月日 昭和20年1月1日

住 所 紀美野町三尾川 3 6 6 番地

これにつきましても、現在、大東氏が教育委員をされておりますが、任期が平成 22 年 3 月 17 日で任期切れとなります。したがって、再度、委員をお願いしたいということで提案をさせていただいておりますので、ひとつご承認を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第 4 3 号に対して、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 4 3 号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 (15 名))

○議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第 4 3 号、教育委員会委員の任命の同意を求める件は同意することに決定しました。

これから議案第 4 4 号に対して、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 4 4 号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立(15名))

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第44号、教育委員会委員の任命の同意を求める件は同意することに決定しました。

◎日程第28 議案第45号 監査委員の選任の同意について

○議長(美野勝男君) 日程第28、議案第45号、監査委員の選任の同意について、議題とします。

説明をお願いします。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 追加議案の4ページをお願いします。

議案第45号 監査委員の選任の同意について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成22年3月12日提出 紀美野町長 寺本光嘉

氏名 向江 信夫

生年月日 昭和24年10月4日

住所 紀美野町長谷1335番地

提案理由といたしましては、現在、監査委員をしていただいております中谷一氏からの申し出によりまして、任期が平成22年3月16日までとなっております。したがって、この任期切れに伴いまして、委員の選任を提案させていただいたところでございますが、どうか原案どおりご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第45号に対して、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第45号、監査委員の選任の同意の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立(15名))

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第45号、監査委員の選任の同意の件は、同意することに決定しました。

◎日程第29 選第1号 選挙管理委員の選挙について

○議長(美野勝男君) 日程第29、選第1号、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙方法につきまして、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、西 増三君、生年月日、昭和16年7月27日、住所、紀美野町野中125番地1、林 繁雄君、生年月日、昭和9年6月25日、住所、紀美野町下佐々166番地1、東平正司君、生年月日、昭和15年11月16日、住所、紀美野町

滝ノ川 1 3 7 番地、吉田元重君、生年月日、昭和 1 8 年 1 2 月 1 3 日、住所、紀美野町
動木 1 5 1 番地、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました西 増三君、林繁雄君、東平正司君、吉田元重君、
以上の方が選挙管理委員に当選されました。

◎日程第 3 0 選第 2 号 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長(美野勝男君) 日程第 3 0、選第 2 号、選挙管理委員補充員の選挙を行
います。

お諮りします。

選挙の方法につきまして、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にし
たいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、汲原惟弘君、生年月日、昭和 1 4 年 4 月 3 0 日、住所、紀
美野町小畑 3 3 6 番地 4、森下武浩君、生年月日、昭和 2 0 年 9 月 1 0 日、住所、紀美
野町樋下 1 0 6 番地、寺中茂夫君、生年月日、昭和 1 1 年 2 月 3 日、住所、紀美野町動
木 2 5 5 番地 1、下垣内知広君、生年月日、昭和 3 2 年 5 月 6 日、住所、紀美野町三尾
川 3 2 6 番地、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました汲原惟弘君、森下武浩君、寺中茂夫君、下垣内知
広君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

○議長(美野勝男君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長(美野勝男君) 本日はこれで散会します。

(午後 0時03分)